

令和 4 年 2 月 25 日

三股町議会正常化調査特別委員会
委員長 指宿秋廣 殿

重久議長の議会事務局職員に対する

パワーハラスメント防止についての申入書

副町長 西村尚彦



標記の件につきまして、下記のとおり議長による議会事務局職員へのパワーハラスメントと思われる言動があります。

三股町議会ハラスメント根絶条例の趣旨に基づき、議会としてこのような言動がないよう申入れます。

1 申し入れに至った経緯

- (1) 令和 4 年 2 月 21 日 午後 1 時 30 分頃、議会事務局職員(佐澤氏)より、「議長が呼んでいるので、議会へ来てほしい」と依頼を受ける。
用件は、庁舎の施設管理者として会議室の使用について見解を聞きたいとのこと。
- (2) 議長室へ入室すると、議長室ソファに、正面に議長、議長の右側に事務局長(西山氏)、左側に職員 2 名(馬場氏、佐澤氏)が着席しており、私は議長の正面に着席。全員協議会室には、議会正常化調査特別委員会委員が在席している模様。
- (3) まず、「施設の管理はどこがするのか、責任者は誰か」の質問があり、「庁舎全体の管理は、総務課であり、責任者は最終的には町長にある」と回答。
- (4) 次に、「議場を含め、全員協議会室等の使用許可は誰がだすのか」との質問があり、「当然、使用者である議会、最終的には、議長である」と回答。
- (5) 議会正常化調査特別委員会を、全員協議会室で行うか、議場で行うかで紛糾していることが伺えた。議長は、新型コロナウイルス感染の危険があるので、全員協議会室では会議は許可できない、議場で行うべきであると主張。

- (6) 施設管理者として、その主張の見解を求められる。
- (7) 会議室の使用については、「手指消毒を行い、体温をはかり、十分な換気を行えば問題ない」「会議室の使用を許可しないことはない」と回答。
- (8) 議長より、「もし新型コロナ感染者がでたら、責任をとれるのか」と激しい口調で質問。
- (9) 「新型コロナ感染と施設の使用について、問題の次元が違う」と回答するが、独自の理論を展開、同じ話の繰り返し。
- (10) あくまでも、施設管理者としての現状の対応を話したと繰り返し回答するも、突然「警察に聞くしかない」と言い出す。
- (11) 事務局長（西山氏）に向かって、「警察に電話しろ」と指示。事務局長が困ってる様子だったので、私の方から「警察になんて話をするんですか？、そんな指示はやめたほうがいい」「どうしても電話したいのだったら、自分ですればいいのでは」と言ったら、突然「議長が職員に指示をするのは当たり前だ」「よけいな事をいうな」と激高される。
- (12) 「議会は合議制だから、議員で話し合えばいいのでは」と話すが、納得されず、持論を展開、また同じ話の繰り返し。
- (13) 次に、「町長に聞け」と命令口調で言われる。「町長は出張で不在」と伝え、と、「緊急だから電話をしろ」と言われる。
- (14) 「町長が不在の場合は、私が最終判断をする」と回答したところ、「本当に責任を取るんだな。そしたら記録をするから」とタブレットパソコンのカメラの前で録画・録音をされる。
- (15) その内容は、「会議室の使用については、手指消毒を行い、体温をはかり、十分な換気を行えば問題ない」「新型コロナウイルス感染者が出た場合、責任を取る」というもので、その後退席。

2 職員に対するパワーハラスメントであるとの判断

(1) 1の(2)の経緯について

議長室のソファに職員3人を座らせ、特別委員会を議場で行うように委員長を説得するよう指示していた模様。議長は、議会の事務の統理権があり、事務局長及び事務局職員を指揮監督して議会事務を統括処理する権限を持っているが、しかし、委員会の議事や開催に関する事項は、委員会で決定するものであり、その権限は及ばないものと考え。仮にその権限があったとしても、事務局職員をしてその行動を行わせることは、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えるもので、合議制の議会であるなら、議長自ら協議するべきである。

よって、議長のこの言動は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害すこととなるようなもの。つまり、パワーハラスメントであると考ええる。

(2) 1の(11)の経緯について

施設の使用許可についての判断は、明らかに警察の権限外であり、その事を知りながら、事務局長に指示することは、いくら事務局長及び事務局職員を指揮監督して議会事務を統括処理する権限を持っているとはいえ、勝手な解釈でその権限を逸脱した言動であり、前項と同じく、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害すこととなるようなもの。つまり、パワーハラスメントであると考ええる。

(3) 1の(13)(14)について

「町長に電話しろ」「責任はとれるのか」のような威圧的な発言や発言の録画・録音は、議長という優越的な立場を利用した言動であり、今回は私に対する言動であったが、これが事務局職員に行われれば、職員は萎縮し、自由な発言もできなくなると考えられる。よって、このことについても職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害すこととなるようなもの。つまり、パワーハラスメントであると考ええる。

3 申入れの根拠

今回の申入れは、議会事務局職員から直接パワーハラスメントの訴えはなかったものの、私が直接見聞きし、また次の2点に基づき行うものです。

- (1) 令和3年7月7日 第5回議会正常化調査特別委員会に出席し、前事務局長及び前々事務局長に対する、パワーハラスメントについて報告を行ったが、町として、十分な対応ができなかったことから、今後の対応について、「職員の良好な勤務環境を確保するのは、管理又は監督者の責務であり、パワーハラスメントの事実を確認したら、直ちに申し入れを行うとともに、公表を行うことも検討する。」としたこと。

- (2) 三股町議会ハラスメント根絶条例第6条第2項「議会は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、懲罰特別委員会

から意見を聞き、ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない。」に準ずるものと判断したこと。

4 申入れ事項

議会事務局職員に対して、このようなパワーハラスメントがおこらないように議員全員で対処すること。